

生産行程管理業務規程

作成日 平成 31 年 3 月 5 日

更新日 令和 2 年 6 月 20 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒866-0043) 熊本県八代市古城町 2 6 9 0 (クマモトケンヤツシロシロフシロマチ)

名称（フリガナ）：八代地域農業協同組合 (ヤツシロチイノウキョウキョウトウクミアイ)

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 山住 昭二

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-yatsushiro.or.jp/info/index.html>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（生姜）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：八代生姜 (ヤツシロショウガ)、Yatsushiro Shoga、Yatsushiro Ginger

4 明細書の変更

八代地域農業協同組合（以下「組合」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

明細書適合性については、組合が「八代生姜」の明細書に記載された生産地、栽培の方法、出荷規格、最終製品の形態の各基準（以下「生産基準」という）が遵守されているか否かを（1）～（3）によって確認し、生産管理総括「チェック」シートにまとめる。また、生産基準が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は、臨時に調査を実施し事実確認を行い、その結果を臨時調査記録にまとめる。

（1）品種の確認

品種構成においては、組合が年一回個人面談を通し、品種の適地適作になっているか、選果場の品質データを確認の上、栽培する品種構成を行う。

面談と生姜生産調査総括表を基に、組合員が優良種子の更新を行っているか否かを確認する。

（2）生産地及び栽培の方法の確認

組合は、収穫前に年一回以上訪問し一斉調査を行う。その際に生姜栽培基本台帳を元に生産地を確認し、栽培面積や栽培品質の状況を把握する。また、生産履歴及び I P M栽培指針表から、栽培の方法が遵守されているか否かを確認する。

### (3) 出荷規格・最終製品の確認

組合指定の生姜貯蔵・予冷施設に出荷及び貯蔵された生姜を、組合の係員が病虫害被害及び傷みがある生姜の除外、水洗い、トリミング加工、重量選別を経て最終製品とすると共に出荷規格を遵守しているか否かを確認する。

## 6 明細書適合性の指導

(1) 組合は、5(1)及び(2)において、生産基準を遵守した生産が行われていないことを確認した場合には、当該組合員に警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合は、当該組合員の生姜について是正が図られるまで生姜貯蔵・予冷施設への出荷物に対して「八代生姜」としての出荷を停止するものとする。

(2) 組合は、出荷規格を満たさない生姜の場合は、「八代生姜」及び登録標章を付した状態で出荷しない。また、組合は、出荷規格を満たさない生姜を出荷した生産農家を指導し、指導に従わない場合は、当該生産農家が生産した生姜の「八代生姜」としての出荷を禁止する。

(3) 組合は、年に一回以上、構成員である組合員に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

## 7 地理的表示等の使用の確認

地理的表示等の使用については、組合が、生産基準が遵守されているか否かを(1)及び(2)によって確認し、生産管理総括「チェック」シートにまとめる。また、生産基準が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は、臨時に調査を実施し事実確認を行い、その結果を臨時調査記録にまとめる。

(1) 組合は、5の確認において、生産基準をいずれも満たした生姜についてのみ地理的表示である「八代生姜」及び登録標章が使用されているかを確認し、生産管理総括「チェック」シートにまとめるとともに、(2)の①～④に該当する生姜がないか確認する。また、地理的表示である「八代生姜」及び登録標章を使用している者及びこれらを使用している出荷用の包材等についても確認する。

(2) 組合は出荷時の確認の際に、以下の生姜がないかも確認する。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていない生姜であるにもかかわらず地理的表示である「八代生姜」及び登録標章が使用されている生姜
- ② 地理的表示である「八代生姜」のみが使用されている生姜
- ③ 登録標章のみが使用されている生姜
- ④ 地理的表示である「八代生姜」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている生姜

## 8 地理的表示等の使用の指導

(1) 組合は、7の確認により、①～④までについて確認した場合は、当該組合員に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は、当該生産者の生姜貯蔵・予冷施設への出荷物に対しての「八代生姜」及び登録標章を付すことを禁止するものとする。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準のいずれかを満たしていない生姜であるにもかかわらず地理的表示である「八代生姜」及び登録標章が使用されている場合
  - ② 地理的表示である「八代生姜」のみが使用されている場合
  - ③ 登録標章のみが使用されている場合
  - ④ 地理的表示である「八代生姜」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合
- (2) 組合は、6 (3) の講習会等の機会において、構成員である生産者に対し、適切な地理的表示の使用等について指導する。

## 9 実績報告書の作成等

組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後4カ月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣へ提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
  - ① 生産管理総括「チェック」シート
  - ② 臨時調査記録
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

組合は、前記9により作成提出した書類の他、生産管理総括「チェック」シートを作成する基となる書類を、その提出の日から5年間、保存するものとする。

## 11 連絡先

